

目白警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

目白警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	目白通り	☆	50km (40km)	目白台二丁目交差点 (目白駅前交差点)	南長崎六丁目交差点 (西落合1丁目交差点)	7-13 16-22
2	明治通り	☆	50km	南池袋一丁目交差点	高戸橋交差点	5-11 16-23
3	山手通り	☆	60km	豊島区高松1-22先交差点	南長崎一丁目交差点	7-12 16-23
4	新目白通り	☆	60km	高戸橋交差点	豊島区高田3-14先	7-20
5	音羽通り	☆	50km	護国寺西交差点	東池袋交差点	7-20
6	要町通り	☆	50km	要町一丁目交差点	要町三丁目交差点	7-20
7	都道420号 (補助26号線)	○	40km	要町三丁目交差点	南長崎六丁目交差点	7-12 15-19

- ※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
7	都道420号 (補助26号線)	千早小学校、さくら小学校の通学路であるとともに、小学校や地域住民等からの要望があり、小学生児童等の登下校時や朝・夕の通勤時間帯の交通事故を防止するため。

目白警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	豊島区高田3丁目周辺
2	ゾーン30	豊島区目白2丁目周辺
3	ゾーン30	豊島区目白4、5丁目周辺
4	ゾーン30	豊島区南長崎1丁目周辺
5	ゾーン30	豊島区南長崎4丁目周辺
6	ゾーン30	豊島区千早1丁目、要町2丁目、長崎1丁目周辺
7	豊島区立目白小学校	豊島区目白2丁目周辺
8	豊島区立長崎小学校	豊島区長崎2丁目周辺
9	豊島区立要小学校	豊島区要町2丁目周辺
10	豊島区立椎名町小学校	豊島区南長崎4丁目周辺
11	豊島区立富士見台小学校	豊島区南長崎1丁目周辺
12	豊島区立千早小学校	豊島区千早3丁目周辺
13	豊島区立高松小学校	豊島区高松2丁目周辺
14	豊島区立さくら小学校	豊島区長崎6丁目周辺
15	豊島区立池袋第三小学校(仮校舎)	豊島区目白5丁目周辺
16	豊島区立南池袋小学校	豊島区南池袋3丁目周辺
17	豊島区立高南小学校	豊島区高田2丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

目白警察署管内の速度取締り重点路線

